

1. 目指す学校像

子供の笑顔があふれる楽しい学校
地域や保護者から愛される学校

(1) 目指す児童像

- 相手の気持ちを考えることができる子供
- 最後まであきらめないでやりぬく子供
- 問題を解決するためにどうしたらよいか考える子供

(2) 目指す教職員像

- 常に子供と寄り添い、子供たちのよりよい変容を目指す人間性豊かな教職員
- 教育公務員としての職務を自覚し、他の教職員と協調・協働して自らの能力の向上を目指す教職員
- 子供・保護者・地域・同僚から信頼される教職員

2. 目標を達成するための基本方針

(1) 「楽しい学校」の創造

子供が集団生活の中で生き生きと学び、その中で一人一人の子供が自己有用感をもつとともに学級の中に存在感を感じる経営を常に意識する。

① 学ぶ楽しさ

どの子供も、「わかるようになりたい」「できるようになりたい」という願いをもっている。この意欲を大切にし、一人一人の子供に達成感を味わわせる授業の創造を目指す。そのためには、各教科の授業改善、教材研究に真摯に取り組むとともに、区のエド研（区小教研）や研修にも積極的に参加し、資質向上に努めていく。

② 友達とかかわる楽しさ

授業だけでなく、行事や休み時間等、学校生活のあらゆる場面で意図的に友達とかかわる場面を増やすことにより、豊かな子供の育成を目指す。共に考え、遊ぶことにより、他者への思いやり・相手の気持ちを理解する優しさがはぐくまれていく。豊かな心の育成を通して、いじめや不登校のない学校を創り上げていく。

③ 教師と触れ合う楽しさ

授業中だけでなく、休み時間も常に子供に寄り添い、声をかけ、様々な個性をもった子供を理解していく。子供となれ合いになるのではなく、けじめをもって接していくことで信頼関係を築いていく。指導を行う際も、まずは子供の発言等をしっかりと受け止めた上で納得させる指導を行っていく。子供が教師を信頼して心を開き、安心してなんでも話ることができる温かい雰囲気のある学級、一人一人の子供がクラスの中で存在感を感じる学級を創造する。

(2) 家庭・地域との連携

かけがえのない子供をまかされている、という自覚と、学校を愛する地域の期待を常に意識し、日々の教育にあたる。

① 開かれた学校

保護者・地域からの疑問・要望・意見には誠実に耳を傾け、共に子供を育てていくという意識をもつ。保護者会や個人面談、学校公開等はもちろん、他校種との連携も意識し、常に開かれた学校を目指す。家庭環境の把握及び保護者との情報交換を十分に行うことで、より一層の連携強化を図る。

また、学校便り、学年便り、学校ホームページを効果的に活用し、校内での様々な活動における子供達の様子や必要な情報等を積極的に発信していく。学校ホームページについては、各学年、原則毎月1回以上更新していく。

② 迅速・誠実・的確な対応

何よりも、「子供の命と安全を守る」ことが絶対である。日々の安全点検、外来者への声かけ、交通安全への対応等、常に危機意識の高揚を図っていく。

しかし、どんなに注意していても、トラブルや怪我は起きることがある。

大切なことは、その後の対応である。「迅速・的確・誠実」を対応の三原則とし、常に心がけておきたい。トラブル発生の際は、電話・連絡帳等の間接的な方法は絶対に避け、直接面談して説明・報告・謝罪等を行うとともに、今後の具体的な対応について心を込めて伝える誠意が何よりも必要である。また、どんなときでも報告・連絡・相談を必ず行う。

(3) 関係諸機関との連携によるいじめ・暴力等の防止及び対応について

① いじめの未然防止及び対応

「いじめはいつでも起こりうる、いつ発生してもおかしくない」、そして「いじめは本人がいじめられていると感じればいじめである」という共通理解のもと全教職員でいじめの未然防止、早期発見、再発防止に全力で取り組む。

全校児童を対象とした「いじめアンケート調査」を各学期に実施する。その結果を校内いじめ対策委員会で分析し、いじめ（疑わしいものも含む）が発覚した場合は早急に対応することでいじめの拡大、心のケア、再発防止を図る。

いじめは陰湿なものほど発見しづらいものである。そこで、教員は常に児童観察を怠ることなく行い、普段と違う様子等が見られた時には児童との面談、保護者への連絡を行うとともに、毎週木曜日に行う生活指導朝会において周知し、多くの大人の目で見守っていくことで、未然防止、早期発見に努める。さらに保護者と十分に連携し、家庭でも注意深く見守ってもらう。

確かにいじめは発見しづらいケースもあるが、学校と家庭でしっかり連携し、決してあきらめずに未然防止、早期発見に努めていく。

② 暴言・暴力行為等への対応

暴言・暴力行為には、毅然とした対応を行う。暴言・暴力は、たとえどんな理由があろうと大人はもちろん子供でも絶対に許されない行為である。口頭による指導、保護者への連絡等による指導を繰り返し行い、学校側も指導法の改善に努め、それでも改善が全く見られないときには、区教委、児童相談所、警察等の外部機関と十分に連携を図り、組織的に対応する。

3. 今年度の重点目標と方策

(1) 学習指導

☆児童の学力向上、教員の授業力向上を目指し、以下のことに重点的に取り組む。

目 標	方 策
①校内研究を柱として、児童の学力向上及び教員の授業力向上に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・「算数科」で研究を行う。自力解決を授業の柱として研究を進め、各学年それぞれ1回の研究授業および協議会を行い、教員の授業力向上に生かしていくとともに、児童が主体的に学ぶ力、基礎基本を習得する力、筋道を立てて考える力を育てていく。 ・区の教育課題実践推進校として、11月末に説明会を行い、研究の成果を発表する。
②「個別最適な学び」の実現に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上委員会を設置し、「学力向上アクションプラン」を策定し、すべての学年、学級で実施することにより学力向上に取り組む。 ・朝学習の時間を有効に活用し個別学習に取り組む。毎週火、木曜日は朝読書を実施する。毎週金曜日にはミライシードを活用したドリル学習を実施する。 ・タブレットについては、授業での活用に加え、朝学習等の個別学習においても積極的に活用し、個に応じたペースで学習を進めることで、個別最適な学びの実現を図る。
③児童の体力向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・体育科授業の充実を図る。運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考・判断するとともに、他者に伝える力を養うための学習過程を設定する。 ・全国体力調査においては、事前指導を行い、運動の方法についての理解を深める。 ・全校縄跳びチャレンジ、長縄週間、らんらんウィーク等の実施を通して運動好きな児童を増やし、運動の日常化を図ることで、体力向上の基礎を培う。 ・5,6年生の水泳運動においては、長く泳ぐこと、長く浮くことに重点を置いた指導を行うことで、安全に泳ぐための技能を身に付けるようにする。
④「上南スタンダード」に基づく学習規律の徹底を図り、学習の基盤を定着させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の実態に応じた学習のきまり、授業中の姿勢、授業準備、授業の開始と終わり、ノートの活用の仕方、話の聞き方、返事、発表の仕方など、学習規律の徹底を図ることで、主体的に学習に取り組む態度を養う。
⑤教科担任制実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・高学年で一部教科担任制を導入し、教員の専門性を活かした授業を行うことで、児童の学力向上を図る。

(2) 生活指導

☆よりよい集団生活をおくるために、以下のことに重点的に取り組む。

目 標	方 策
<p>①学級経営を充実させ、自己有用感を高めるとともに、規律を徹底することで、規範意識の醸成を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「上南スタンダード」及び「7つの合い言葉」をもとに、学習規律・生活規律を徹底させ、児童が楽しく安全に過ごせる学級をつくっていく。そのために、以下のことについて十分留意する。 ◆「7つの合い言葉」を活用し、生活規律の徹底を図る。毎月アンケート調査を行い、その結果を指導に生かしていく。 ◆年度当初には学年・学級目標を設定し、教室内へ掲示する。さらに児童一人一人の具体的な目標及び、それを達成するための手立てを決める。目標を達成しようという意識を育てるための取組を継続して行う。 ◆学級の中で児童一人一人に明確な役割を与え、できたことや頑張ったことを認め、褒めることで、自己有用感を育てていく。 ◆学級内の規則を設定し徹底していく。なぜ決まりが必要なのかということを見事に納得させ、共通理解を十分に図る。 (例) ○話を聞く態度 ○授業規律の確立 ○時間を守る ○友達とのかかわり方 ○先生への言葉遣い ○朝の時間・休み時間の過ごし方 ○給食・掃除の仕方 ○廊下や階段の歩き方 ◆校内の取組状況を校内掲示及び学校ホームページで発信し、共通理解を図ることで、家庭・地域と連携して規範意識を高めていく。 ◆「えどタブルール」「SNS 学校・家庭ルール」の徹底を図ることで、タブレット使用における規範意識を醸成していく。 ◆学校生活における子どもたち一人一人の意欲や満足感及び学級集団の状態をアンケート調査（QU テスト）で確認し、子どもたちが楽しく有意義な学校生活を送るための指導に生かしていくことで、いじめの未然防止と早期発見、早期解決に努めていく。
<p>②教育相談の充実を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー（SC）及び巡回心理士の役割について周知し、活用促進を図る。特に保護者の方だけでなく、子どもたちも気軽に相談できる体制を整える。 ・SC 及び巡回心理士による校内巡回、児童観察を丁寧に行い、専門的な視点で児童の些細な変化を的確に捉えることで、様々な問題について早期対応及び解決を図る。

(3) 学校運営全般

目 標	方 策
<p>①異年齢集団での「縦割り班活動」を通して、自主性、集団意識、リーダーシップ、思いやりの心、協力する態度等を育て、豊かな人間関係を築いていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り班活動「なかよしタイム」を年間12回設定し、年間計画をもとに1年を通して活動を行う。 ・全校児童を一つの班に全ての学年の児童が入るように複数の班に分け、班ごとにリーダー（6年）サブリーダー（5, 6年）をおく。班遊び、集会等の活動を通して、高学年では下級生を思いやる態度、低学年では活動を楽しみ、友達と協力する態度、協力してやり遂げることにより集団意識を育てる。
<p>②食育を推進するとともに、アレルギー対応を徹底し、事故を未然に防ぐ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の取組により、児童の食に関する興味を高め、生涯を通して自らの健康に留意できる児童を育成する。 ◆メニューの工夫（季節メニュー・郷土料理メニュー等） ◆洋食マナー給食・バイキング給食・セレクト給食 ・アレルギー対策委員会を設置し、組織的に対応する。チェック機能を設け、多くの目で確認していく。アレルギー対応についての研修会を計画的に実施する。
<p>③スクールカウンセラーや巡回指導教員と連携して、特別支援教育の推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導を効果的に活用し、個に応じた指導を充実させることで、すべての児童が安心して生活できる学級づくり、学校づくりを推進する。特別支援教育コーディネーターを中心にして、巡回指導教員、SCとの連携を密にして、情報共有することで指導に生かしていく。
<p>④読書を通じた探究的な学習を通して、生涯にわたって主体的に学び続けていくための資質・能力を育成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・探究的な学習を一層推進していくため、授業等による学校図書館の活用促進を図る。まずは読書の仕方、情報収集の仕方、記録のとり方など、探究な学習を行う上での基礎となる知識・技能を習得する活動を、授業の中に取り入れる。 ・学校図書館司書と連携し、効果的な図書室の活用及び読書科の推進に努める。 ・図書ボランティアと連携し、定期的に読み聞かせを実施する。月2回程度の実施を目指す。
<p>⑤家庭・地域との連携強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年間行事等の学校の教育活動について、1年を通して速やかに家庭及び地域への周知徹底を図るとともに、学校ホームページを積極的に活用し、情報を発信していく。 ・学校行事等において変更が生じた際には、できる限り速やかに家庭・地域へ変更を伝える。
<p>⑥サービス事故防止を徹底する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回の「体罰アンケート調査」の実施、年3回のサービス事故防止研修の実施等により体罰及びサービス事故防止を徹底し、教員の意識をより一層高めていく。

(4) 学校における働き方改革の推進

授業の質の向上に向けた教材研究・教材開発、学級経営の充実等に向けた教員同士の学び合いなど、本来教員がやるべきことに集中して取り組むことができるように、昨年度に引き続き、教育活動の見直しと精選、校務・会議等の効率化に取り組み業務改善を図っていくとともに、江戸川区教育委員会と連携し、以下のことに取り組んでいく。

①夜間等における電話の自動応答対応（メッセージ電話）

8時以前、16時45分以降の時間帯については自動応答対応電話とする。

②学校閉庁日の設定（夏季休業中）

教職員は原則出勤しない。令和6年度は8月13日（火）～16日（金）。

③学校法律相談

学校だけでは解決することが困難な事案について、区の法律相談制度を活用し、外部機関と連携して対応することで解決を図る。

④一斉退勤日の設定（毎月1回以上）

教職員のライフワークバランス推進のため、一斉退勤日を毎月1回以上設定する。

⑤ICTの活用による業務の効率化

ICTの効果的な活用及び環境整備を図り、業務の効率化を推進する。

東京都の条例では、1か月の在校総時間から「正規の勤務時間」の総時間を引いた時間、つまり残業時間が45時間を超えないようになっている。本校では今年度も働き方改革を一層推進し、質の高い学校教育の維持向上に努めていく。